

## 第29回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年11月29日（火）午後2時00分から午後2時59分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員（23名）

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鱈戸	英明
	1番	棚	範貴
	2番	小林	信也
	3番	山下	浩昭
	5番	西田	利幸
	6番	中村	富士男
	7番	田村	信夫
	8番	高野	英一
	9番	佐藤	雅典
	10番	森	勤子
	11番	帰山	茂義
	12番	井田	留吉
	13番	澤邊	佳範
	14番	佐藤	悦啓
	15番	高橋	孝二
	16番	多田	篤
	17番	黒田	龍司
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	20番	佐久間	博孝
	21番	湯佐	茂雄
	22番	松本	誠

4 欠席委員 4番 橋本 浩弥

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 農地法第5条の規定による届出について  
第2号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について  
第3号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について  
第2号 農用地の買入協議に係る要請について

- 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6号 現況証明について
- 第7号 幕別町に対する意見書について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	川瀬 康彦
農地振興係長	菅原美栄子
忠類支局農地振興係長	広田 瑞恵
農地振興係主査	稲垣 昂太
農地振興係主査	高坂 花織

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第29回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。</p> <p>議事録署名委員に11番帰山委員、12番井田委員を指名いたします。よろしくお願いたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、4番橋本委員より欠席する旨の届出がございましたので、ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地法第5条の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定による届出を受理したので報告します。</p> <p>案件は、議案書1ページの1件であります。</p> <p>申請事由は、宅地造成のためでございます。</p> <p>なお、令和4年10月25日に受理相当と認められましたので、通知書を交付しております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。</p>

議長	次に、報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。
	事務局から報告第2号1番から11番について、説明を申し上げます。
事務局	<p>報告第2号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整結果の報告をします。</p> <p>案件は、議案書2ページから6ページの、今月17日、18日及び21日に町公社が利用調整を行った11件であります。</p> <p>内容につきましては記載のとおりです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第2号1番から11番について、説明をいたしました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
議長	次に、報告第3号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。
	事務局から報告第3号1番、2番について、説明をいたします。
事務局	<p>報告第3号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。</p> <p>案件は、議案書7ページの2件でございます。</p> <p>今月17日の現地調査で、現況について記載のとおり確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第3号1番、2番について説明をいたしました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。
議長	次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。
	議案第1号1番から20番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番から20番について、議案書をもとに朗読】

1番から14番の案件は利用調整のため、15番および20番の案件は返還のため、16番から18番の案件は借換えのため、19番の案件は宅地造成のため解約するものです。

農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。お諮りをいたします。

議案第1号1番から20番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号1番から20番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

議長

次に、議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。

なお、議案第2号1番につきましては、井田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(12番 井田委員退席)

議長

それでは、議案第2号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号、農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった次の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて審議を求めます。

【議案第2号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番は原案のとおり決定いたしました。

(12番 井田委員着席)

議長

次に、議案第2号2番から7番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号2番から7番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号2番から7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号2番から7番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

なお、議案第3号1番、2番につきましては、井田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(12番 井田委員退席)

議長

それでは、議案第3号1番、2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた次の農用地利用集積計画について審議を求めます。

【議案第3号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおりに、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明します。これらの案件は、今月17日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいますので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号1番、2番は原案のとおり決定いたしました。

(12番 井田委員着席)

議長 次に、議案第3号3番、4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページのとおりに、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上、説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号3番、4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号5番、6番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号5番、6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号5番、6番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号7番から10番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号7番から10番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページから5ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号7番から10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号7番から10番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号11番から18番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号11番から18番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページから9ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号11番から18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号11番から18番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号19番から23番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号19番から22番について、議案書をもとに朗読】

【議案第3号23番について、議案書をもとに朗読】



以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページから12ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。19番から22番の案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

また、23番の案件は、今月21日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号19番から23番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号19番から23番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号24番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号24番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書12ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番

13番説明いたします。この案件は今月21日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号24番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号24番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号25番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号25番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。この案件は今年17日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

8番 対価の支払い期限及び土地の引渡時期について、この日付でよろしいのでしょうか。

議長 事務局から回答いたします。

事務局長 ご指摘のありました件について、記載年月日に誤りがありますことから、両日とも2月28日に訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

議長 他に質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号25番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号25番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と

いたします。

議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は橋本委員でありますので、本日総会を欠席しておりますので、私の方からご説明いたします。

この案件は、親から子への使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号3番、4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号3番について、議案書をもとに朗読】

【議案第4号4番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書3ページから4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。3番の案件は、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。

また、4番の案件は、前耕作者の後継者への借換えでありますので、周辺農地への影響はないと考えています。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号3番、4番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号5番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。この案件は、今月17日に高橋委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号5番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号6番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号6番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件は、今月17日に高橋委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号6番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号7番、8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第4号7番、8番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書7ページから8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。これらの案件は、今月17日に高橋委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号7番、8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号7番、8番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号9番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号9番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件につきましては、今月17日に高野委員、佐久間委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

	<p>いたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第4号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第4号9番は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>なお、議案第5号1番につきましては、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>の事案が含まれておりますので、田村委員には、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。</p> <p style="text-align: right;">(7番 田村委員退席)</p>
議長	<p>それでは、議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。</p> <p>なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は、農業委員会会長の専決で行いたく、審議を求めます。</p> <p>【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は、貯蔵施設建設等を目的とする転用であります。</p> <p>なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。</p> <p>なお、立地基準、一般基準の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されているとおりでございます。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
18番	<p>18番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は橋本委員であります。本日総会を欠席しておりますので、私の方からご説明いたします。</p> <p>この案件は、今年9月20日に田村委員、佐藤雅典委員、そして地区担当委員である橋本委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを</p>

確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。

(7番 田村委員着席)

議長

次に、議案第6号「現況証明について」を議題といたします。  
議案第6号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第6号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に高橋委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号1番は原案のとおり決定いたしました。



議長 次に、議案第6号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号2番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に高橋委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第6号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第6号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号3番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に高橋委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第6号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第6号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号4番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に高野委員、多田委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第6号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第7号「幕別町に対する意見書について」を議題といたします。  
議案第7号について、事務局から説明をいたします。

事務局長 議案第7号、幕別町に対する意見書について、次のとおり決定したいので審議を求めます。  
提出先は幕別町で、意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

議長 本件につきましては、先月の総会において農政部会へ付託されておりますので、帰山農政部会長より提案理由の説明をお願いいたします。

帰山農政部会長 それでは、私の方から提案理由の説明をいたします。  
第28回総会におきまして農政部会へ付託されました、幕別町に対する意見書の内容について、今月22日に農政部会を開催し、協議、検討いたしました。その結果、議案にありますように、国と町に大きく分け、国等への要請につきましては、総会で提案された4項目に1項目を追加し5項目とするともに、町への要望につきましては、総会で提案されたとおりの5項目としたところがあります。

なお、本日は、項目ごとの朗読は省略させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

はじめに、「Ⅰ. 国等への要請事項」であります。

一つ目は、昨年からの継続要請となりますが、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う農業支援について」、二つ目は、新設の「世界情勢をめぐる農業への影響について」、この項目につきましては、10月の総会後に農政部会を開催し協議した結果、現在の世界情勢等に伴う農業資材等の高騰は、本町はもとより国内の農業に多大な影響を及ぼしております。農業を営む者にとっては喫緊の最重要課題となっておりますことから、さらに十勝農業委員会連合会におきましても、今年の新たな重点事項として項目立てし国等への要請を行っていることを踏まえ、申請することを是としたところであります。

また、三つ目は「自然災害による農業被害対策について」、四つ目は「農業基盤整備事業予算の確保について」、五つ目は「所有権移転による農地利用集積の推進等について」とし、5つの構成による要請としたところであります。

次に、「Ⅱ. 町への農業施策の要望事項」であります。

一つ目は「担い手・労働力の確保について」、二つ目は「有害鳥獣の駆除対策について」、三つ目は「町民と食・農とのつながり（食育）の推進について」、四つ目は「IT技術などの先進技術の導入促進について」、五つ目は「農業委員会関係予算の確保等について」とし、5つの構成による要望としたところであります。

以上の10項目からなる意見書を幕別町に提出し、国及び北海道等に対する働きかけとし、町に対する各種施策の推進を求めるものとしたところであります。

なお、本総会において決定されましたら、明日、11月30日に谷内会長、鯖戸代理、私の3名で町長へ提出したいと考えております。

説明は以上であります。

ご審議、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長

提案理由の説明が終わりました。  
それでは、質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第7号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第7号は原案のとおり決定されました。

議長

議案は以上であります。  
これをもちまして、第29回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。ご苦労様でした。